

(参考様式2)

事前点検シート

| | | | |
|--------------|----------------|-----------|--------------------|
| 計画主体名 | 栃木県、栃木県鹿沼市 | | |
| 計画期間 実施期間 | H22～H25 H22 | 総事業費(交付金) | 21,000千円(10,500千円) |

1 計画全体について

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|---|-------|---|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか | 適 | 定住等の促進に資する目標を設定しており、法律第1条、第3条及び基本方針に適合している。 |
| 市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | 適 | 第5次鹿沼市総合計画に基づいている。 |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか | 適 | 説明会等を通じて、事業地区の関係農業者の合意形成が図られている。 |
| 事業の推進体制は確立されているか | 適 | 事業主体である鹿沼市と維持管理予定者である塩山土地改良区で随時協議し、事業を推進している。 |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | 適 | 事業活性化目標である定住化促進のために、当地域において基盤整備は不可欠であり、整合性は確保されている。 |
| 計画期間・実施期間は適切か | 適 | 実施期間は過去の施工実績等より標準的な工期であり、関係受益者との協議に基づき設定したもので適切である。計画期間は、次期計画完了次年度に達成状況を評価するため5年間に設定したものであり適切である。 |
| 交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か | 適 | 補助率50/100により交付限度額10,500千円の範囲内である。 |

2 個別事業について

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|--|-------|--|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか | 適 | 今回、新規に取り組む事業である。 |
| 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか | - | 該当なし |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか | 適 | 主要施設の耐用年数は5年以上である。 (ラバークート:10年[別表第一/構造物/合成樹脂造のもの]、取付金具:15年[別表第一/構造物/金属造のもの/水そう及び油そう/鋼鉄製のもの]、作動装置:7年[別表第二/No.25農業用設備]) |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか | | |
| 費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか) | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析に基づいて算定している。 |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか | 適 | 投資効率 = 1.10 |
| | 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか | 適 | 事業内容は基盤整備事業、事業主体は鹿沼市で、受益面積は14.0haであり、塩山土地改良区が今後も保安全管理するため要領要件類別7の要件1を満たしている。 |
| | 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか | 適 | 事業主体は鹿沼市であり、個人に対する交付ではない。完成施設は従前より維持管理している塩山土地改良区の維持管理計画にて目的外使用禁止とする。 |
| | 施設等の利活用の見直し等は適正か | | |
| | 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか | - | 該当なし |
| | 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか | - | 該当なし |
| | 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか | - | 該当なし |
| | 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか | - | 該当なし |
| | 事業費積算等は適正か | | |
| | 過大な積算としていないか | 適 | 土地改良工事積算基準等により栃木県単価を使用して積算しており、見積書の取得においても基準を準用している。過去の施工実績・積算歩掛との比較においても過大な積算とはなっていない。 |
| | 建設・整備コストの低減に努めているか | 適 | 当該頭首工の台座である既設コンクリートは再利用する計画であり、コストの低減に努めている。 |
| | 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) | - | 該当なし |
| | 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか) | - | 該当なし |
| | 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か | 適 | 既存頭首工の改修であり適正である。 |
| | 施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか | 適 | 本計画は河川占用許可を経て施設用地が確保されており、改修工事により継続して占用する予定であるため、改めて用地確保の必要性はない。 |
| | 事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | 適 | 事業計画および平成22年度予算について、平成22年3月に市議会において承認を得ている。また、塩山土地改良区においても平成22年3月通常総会において負担金の議決の承認を得ている。 |
| | 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか | | |
| | 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) | 適 | 従前より塩山土地改良区が維持管理しており、施工後も当該団体が引き続き管理する。 |
| | 収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか | - | 該当なし |
| | 他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか | - | 該当なし |